

令和5年 第3回教育委員会会議録

令和5年3月28日（火）

甲州市教育委員会

第3回教育委員会 会議録

日 時 令和5年3月28日(火)(午後2時00分から)

場 所 甲州市民文化会館2階 第会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	永 田 清 一
委 員	加 藤 幸 夫	委 員	田 口 由 季
委 員	依 田 智 子		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	雨 宮 邦 彦	教育総務課L	廣 瀬 剛
教育総務課L	金 澤 祐 子	生涯学習課長	飯 島 泉
生涯学習課L	森 一 幸	指 導 主 事	那 須 栄 樹
指 導 主 事	岩 下 和 子	教育総務課L	高 石 宏 満
事 務 担 当	望 月 仁 美		

一 欠席した者は次のとおりである。

(なし)

一 会議に付された案件は次のとおりである。

- 日程第 1 教育長諸般の報告について
- 日程第 2 議案第2号 甲州市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 3 議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 4 議案第4号 第三次甲州市教育振興基本計画について
- 日程第 5 議案第5号 甲州市適応指導教室設置要綱の一部改正について
- 日程第 6 議案第6号 甲州市中学校運動部活動地域移行推進委員会設置要綱の制定について
- 日程第 7 報告第2号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 8 令和5年度甲州市立中学校生徒数について
- 日程第 9 新型コロナウイルス感染症対応について
- 日程第10 教育委員会事務局職員の人事異動内示について

教育長 ただいまから、令和5年第3回教育委員会を開催いたします。
本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に依田委員を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。
日程第2 議案第2号 甲州市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則制定について、事務局から説明を求めます。よろしくをお願いします。

教育総務課長 はい。議案第2号 甲州市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則制定について、説明させていただきます。資料1ページの概要に沿って説明いたします。まず趣旨でございますが、甲州市教育委員会会議の公開が、適切な運用を図られるよう、傍聴に関する不合理な制限について、所要の改正を行う必要があるためでございます。1として、規則改正の背景等でございます。「教育委員会会議等の公開に関する規定について」（令和5年1月12日付け4初初企第52号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）により、教育委員会会議及び総合教育会議の会議規則等において、傍聴に関し障害や病気を理由とした傍聴の制限が設けられていないかの点検等を行い、制限がある場合には適切な運用が図られるよう、規定の見直し等の必要な対応をとるよう通知がございました。これに伴って、甲州市教育委員会の会議の傍聴に関して、適切な運用が図られるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第7条の規定による行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に則し、所要の改正を行うものであります。2として規則改正の内容でございます。傍聴することができない者から「精神に異常があると認められるもの」を削る。こちら第4条でございます。施行期日は公布日から施行するということです。3ページの新旧対照表ご覧ください。現行、第4条に危険な物を持っている者、精神に異常があると認められる者、酒気を帯びていると認められる者その他教育長において不相当と認められる者は、会議を傍聴することができない。とされておるものを改正後、「精神に異常があると認められる者」という部分を除いて改正したいと考えております。よろしく、ご審議お願いいたします。

教育長 教育総務課長から説明がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。
ないようですので、お諮りします。議案第2号 甲州市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 それでは、議案第2号については、原案のとおり可決するものとします。
次に移ります。日程第3 議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について、事務局から説明を求めます。

教育総務課長 はい。議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について、説明をさせていただきます。資料1ページをご覧ください。趣旨といたしまして、英語指導助手の報酬について、教育職員免許法に規定する免許状を有している者の報酬額を増額するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。内容の1として規則改正の背景等でございます。

ます。英語指導助手のうち、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状、または第3項に規定する特別免許状を有している者の報酬について月額5,000円を上乗せすることとするため、所要の改正を行うものでございます。規則改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表をご覧ください。第18条において、右側の現行では1年目は月額28万円、2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円とし、所得税及び住民税が課される場合については、指導助手が負担する。というものを左側にある改正後案では、指導助手の報酬の額は、別表に定める額とする。ということで、次のページに別表がございまして、こちら、免許状を有している者には5,000円を上乗せしております。1年目から4年目以降に関しても免許状を有している者と有していない者とで5,000円の差がつくように増額するものでございます。施行期日は令和5年4月1日となります。よろしくご審議をお願いいたします。

教育長

教育総務課長から説明がございましたが、議案第3号について委員の皆様からご質問等ございますか。ないようですので、お諮りします。議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、議案第3号については、原案のとおり可決するものとします。

次に移ります。日程第4 議案第4号 第三次甲州市教育振興基本計画について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。議案第4号 第三次甲州市教育振興基本計画について、説明いたします。提案理由でございます。教育基本法第17条第2項に基づき定める本市の教育振興のための施策に関する基本計画について、平成30年3月に策定した第2次甲州市教育振興基本計画が今年度末となる令和5年3月をもって計画期間が終了となることから、新たに令和5年4月から令和9年3月までの5ヵ年を計画期間とする第3次甲州市教育振興基本計画を策定する必要があるためでございます。次のページに教育振興基本計画委員会の審議の経過がございまして、上から読み上げさせていただきます。令和4年5月～6月にかけて策定委員の推薦依頼及び公募を行いました。11月4日に策定員会に教育長の方から第3次甲州市教育振興基本計画の策定について諮問を行いまして、同日第1回の教育振興基本計画策定委員会を開催し、(1)から(5)までの項目について審議をしていただきました。12月23日第2回教育振興基本計画策定委員会を開催し、(1)から(4)までの項目について審議していただきまして、令和5年1月11日から1月31日の間、パブリックコメントを受付けました。パブリックコメントの結果については、2月24日に第3回教育振興基本計画策定委員会を開きまして、0件であったということをご報告させていただきました。答申案をその日に作成しまして、同日、教育長に対して策定委員会の会長から第3次甲州市教育振興基本計画について答申を行ったところであります。お手元に第3次甲州市教育振興基本計画の案をお配りしておりますが、昨日、総合教育会議の席で永田職務代理から「健やかで心豊か」という言葉を教育大綱のところに付け加えてはどうかというご意見が出されまして、本日、この教育振興計画の中にもその文言を入れていくのかということについて、昨日、副市長からもご提案がありまして、振興基本計画(案)の9ページ、下から2行目に「生涯にわたって『健やかで』心豊かな人生を送ることができる生涯学習の実現を目指します。」という形で『健やかで』という文言を入れたらどうかというご意見がありました。それに合わせまして、15ページの「目指すべき姿・取り組みの方向性」のところで、「人生100年時代において、誰一人取り残されるこ

となく、暮らしの質を高め、生きがいを感じ、『健やかで』豊かな人生を送ることができる社会を目指すため…」というような形で、『健やかで』という文言を2か所入れたらどうかという提案をさせていただきたいと思います。他の部分についても、ご審議よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。それではまず、昨日の教育総合会議を受けて、教育振興基本計画の中で、9ページと15ページの2か所に『健やかで』という文言を追加するという点について、委員の皆様方がいかがでしょうか。

依田委員 はい。昨日も申し上げたのですが、9ページの方は「心豊かな」ということで、心に特化している言葉なのでその前に『健やかで』という言葉が入っても問題ないと思います。そして、15ページは「豊かな人生」とあり、「豊かな」という言葉は、心の豊かさ以外にも経済的な豊かさ、人間関係の豊かさ、環境の豊かさなど全てが含まれていると思うんですね。そういったものの基に健康というものがあると思うんですね。健康があつてこそその豊かな人生だと私自身は思っておりますので、ここでは『健やかで』は必要ないかなと思います。

教育長 いかがでしょうか。

永田職務代理者 はい。今、依田委員のお話も聞いておりました。この文章をどう読むかということですが、それが十人十色では困るんです。10人が10人、「なるほどそういうことなんだ」ということの共通理解が欲しいとも考えます。9ページの方は『健やかで』という文言を入れても問題ないだろう、と。15ページの方について、ニュアンスは違うところもありますが、根本は9ページの生涯教育の基本目標と同じだと思うんです。それをどういう風に表現するかということになると思います。これは小学校、中学校だけの話ではなく、生まれてから命が絶えるまでの、生涯に渡って学ぶときに、そういった視点を持つておくのが良いと思うということで『健やかで』という言葉を入れることは良いと思います。

教育長 加藤委員お願いします。

加藤委員 双方のご意見、とても説得力があり納得できるのですが、この文言が入ることで、最終的に何かデメリットが起きることがあまり想定されませんよね。9ページと15ページの両方に『健やかで』という文言が入ったことで、方針がぶれるということはないと思います。実際に、職務代理者がおっしゃったように長い人生の中で、健康があつて豊かな人生が成り立っているということを考えると『健やかで』という文言が入っていても、そこが強調された中で豊かなさがあるということで良いのではないかと思います。

教育長 田口委員いかがでしょうか。

田口委員 15ページの方ですが、『健やかで』という文言が入っていた方が、一本軸が入っているような感じがするので、私は入っていた方がいかなと思います。

依田委員 加藤委員がおっしゃったように、入っていたからといってデメリットは全然ないと思いますので、入れていただいて大丈夫です。

教育長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり『健やかで』という文言を入れさせていただいて良いでしょうか。

「はい」の声

教育長 ありがとうございます。では、『健やかで』という文言を入れるということに共通理解が図れたということで報告したいと思います。

事務局 はい。昨日、総合教育会議終了後、政策部局と話をしまして、総合教育会議において『健やかな』という文面の部分について、教育委員会に投げかけたという形になっておりますので、

本日の協議の内容を教育長から市長に報告していただく中で、最終的な教育大綱の決定に進めていきたいという形になります。よろしくお願いいたします。

教育長 では、教育振興基本計画全体の内容について、改めて何かございますか。

依田委員 すみません。質問よろしいですか。

これは、一冊の本にして各家庭に配るものでしょうか。

事務局 教育振興基本計画については、現段階ではホームページで公開することは決定しております。配布物として全ご家庭への配布というのは予定しておりません。

依田委員 これをホームページ以外で見たいという市民の方がいらしたら、どちらかに行けば見られるのでしょうか。

事務局 現段階では、この教育振興基本計画が令和5年度から令和9年度までの甲州市の教育に関する施策の基となるものになります。ですので、教育委員さんを始め、関係する方々に配布する中で見ていただき、色々な協議を進めていくという風に考えております。今後、広く知らしめた方がよいということになれば、ダイジェスト版を作るなどして対応することになると思います。また、少数冊子を作って公民館等に置きますので、皆様が見られるような環境は作っていきたくて考えております。

依田委員 ありがとうございます。

教育長 他に何かございますか。

加藤委員 細かいところまで具体的な施策を書いていく必要があると思うので、教育振興基本計画には細かくかみ砕いた方向性が示されていて大変良くできていると思いました。そして、教育大綱はこの教育振興基本計画のダイジェスト版とも言えると思いますし、大綱は公開することが義務付けられていますので、それを市民の方々に見ていただければいいのかなと思いました。また、大綱と教育振興基本計画は一言一句同じでなくても目指す方向が一致していればいいのではないかなと、私は思っていました。また、市の総合計画という最上位の目標があるので、その施策が反映されて見る市民に分かりやすく、親しみを持てるような文言であってもいいのかなと思っておりました。市民と共に同じ方向に進むという意識が持てると思います。

教育長 私も教育大綱と教育振興基本計画が全く同じにする必要があるのかなと思っていたんですが、皆さんそれぞれのお立場で、それぞれの捉え方があって、その辺りが総合計画、大綱、振興計画の関係について共通理解を図っていくとどうあるべきか見えてくるのかなと個人的には思います。今回、良い話し合いができたと思います。また、昨日は教育委員の皆様がそれぞれのお考えをあの場でお話しできて、進行して、今日もう一度この場で改めて協議したという流れが取れて良かったと思います。教育大綱ってどういうものだろう、振興計画ってどういうものだろうと理解を深めることが出来たと思うので、そのことを確認しながら、まずは大綱と基本計画をきちんと令和5年から令和9年まで進めていくことが大切であると思います。ありがとうございます。他に何かございますか。

永田委員 計画を立てる上で、コアな部分をきちんと議論する時間が必要だと思いますので、昨日、教育委員の一人として発言をし、参加できたことに感謝しています。

依田委員 先程、どうして市民の方々に配布するか確認したかという、用語解説があったりして素晴らしいのですが、用語解説があるということが記されていないか、同じページに※で示すなどしないと少し見難いと感じたので、配布するのであれば見やすく改善していただきたいという思いがありました。また、49ページの「過去4年間(平成30年度～令和3年度)の主な事業内容と成果」のところで、「小学校外国語の教科化については」の文章の中に「今年度は」とあるのですが、何年度のことなのか分からないので、いつの事なのか書いていた

だいた方が良いのかなと思いました。

事務局

訂正いたします。

依田委員

それから、PDCAサイクルは今回から初めて取り入れるということですか。

事務局

PDCAサイクルにつきましては、これまでも色々なものに取り入れておりましたが、今回、第3次教育振興基本計画ということで、各基本方針のところにもあるように、持続可能な開発目標(SDGs)にこういった形で連携させていくということを考えられていることと、25ページからになりますが、義務教育の充実の部分で、今回から計画に対して具体的な数値で目標を設定して、それに向けた取り組みをしていく。そして、この数値の結果を見ながら、次期以降の計画をしていくという流れで、理論、理念などの気持ちの面だけでなく、より実現的な計画という形となっております。これまで以上にPDCAサイクルについては、より意識をしてこの計画を進めていかなければならないと考えております。

依田委員

ありがとうございます。とても良い取り組みじゃないかなと思いますし、数値化したというのが大変分かりやすく良いと思います。以上です。

教育長

ありがとうございます。第2次の計画の時に比べると、皆様のご意見を取り入れたりして、とても見やすくなっていると思います。用語解説も担当の方できめ細かく付けてくれてとても良かったです。

依田委員

本当にそう思います。用語解説は分かりやすく。

教育長

それでは以上でよろしいでしょうか。昨日の教育総合会議に関わる教育委員の皆様のご意見については、しっかりと確認ができましたので、市長へ私から報告させていただきます。そして、第3次教育振興基本計画につきましては、いくつかのご指摘もいただく中で、原案のとおり可決するという事でよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。議案第4号については原案のとおり可決するものとします。

次に移ります。日程第5 議案第5号 甲州市適応指導教室設置要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課 L

はい。議案第5号 甲州市適応指導教室設置要綱の一部改正について、説明させていただきます。次ページをご覧ください。要綱の一部改正の概要になります。心理的理由等によって不登校状態にある小学校5年生及び6年生の児童並びに中学校の生徒に対して、自立及び学校生活への適応に関わる指導等を行い、社会的自立、及び在籍する学校への復帰を支援するとともに、不登校に関する保護者等の相談を行う機関として、令和4年4月1日に甲州市適応指導教室が設置されました。更なる機能の拡充のため甲州市適応指導教室設置要綱の一部改正をし、甲州市教育委員会教育支援センターとして運営することとしたいと思っております。内容になります。1 要綱制定の背景等ですが、県教育センターが「石和コスモス教室」を設置していましたが、市町村への移管をすることとなりまして、令和4年3月31日をもって閉所することが決定しました。本市独自に令和4年4月1日、名称を「陽だまり教室」として適応指導教室が開設されました。2 要綱の一部改正についてですが、適応指導教室は、不登校への対応として平成2年に文部科学省が学校復帰を目的に適応指導教室事業として開始され、平成15年に更なる機能の拡充を求めて、教育支援センターという名称に変わりました。教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への対応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資することを基本としております。更なる充実を目指し、適応指導教室を教育支援センターと改

正し、不登校児童生徒が学校・社会生活に適応し、自立心を育み、生き生きとした生活が送れるようにすることとしております。また、幅広い教育相談を行い保護者や担任の悩みを支援していくこととなります。教室名は「陽だまり教室」のままとなります。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとなります。次のページをご覧ください。基本的には内容の変更はなく、名称の変更ということになります。よろしく、ご審議の程お願いいたします。以上です。

教育長

ただいま教育総務課Lより説明がありましたが、委員の皆様からご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長

それでは、お諮りいたします。議案第5号 甲州市適応指導教室設置要綱の一部改正については、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

議案第5号については原案のとおり可決するものとします。

続きまして、日程第6 議案第6号 甲州市中学校運動部活動地域移行推進委員会設置要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長

よろしくをお願いいたします。甲州市中学校運動部活動地域移行推進委員会設置要綱の制定について、であります。1ページお捲りください。要綱の概要であります。趣旨ですが、甲州市立中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、甲州市中学校運動部活動地域移行推進委員会を設置するものであります。内容につきましてですが、まず、要綱制定の背景等であります。平成30年度にスポーツ庁が策定しました「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」におきまして、「学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める」ことが示されました。平成31年1月には、中央教育審議会において、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであると示されまして、国会審議においても早期に実現するべきとのことが指摘されました。令和2年9月には、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、具体的な実現方策とスケジュールが明示され、令和3年度より、予算事業として「地域運動部活動推進事業が新設され、令和4年度より、実証事例を基に、各自治体において段階的な地域移行における調査及び研修会等を実施し令和5年度以降の体制整備構築に向け推進して参りました。要綱の制定についてです。推進委員会において、甲州市独自の部活動の段階的な地域移行に係る仕組みづくりや運営方法を策定し、また、生徒及び教職員、保護者、各種団体への調査等を実施する中で、生徒の意向に沿った体制整備への構築を図っていくというものであります。施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。次のページに要綱の案がございます。第1条の設置から第8条の委任までが書かれております。通常の委員会の設置に基づいて作成しているものであります。メンバー20名を想定しており、年に3回会議を開く中で地域移行の在り方を検討して参りたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

教育長

それでは、生涯学習課長より説明がございましたが、説明に対して何かご質問等ございますか。

「なし」の声

教育長 では、お諮りいたします。議案第6号 甲州市中学校運動部活動地域移行推進委員会設置要綱の制定については、原案のとおり可決するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長 議案第6号については原案のとおり可決するものとします。

次に移ります。日程第7 報告第2号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局から説明をお願いします。

学校給食担当L はい。報告第2号 甲州市学校給食費管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、報告いたします。規則の概要について説明いたします。まず、趣旨といたしまして、本市の学校給食費は公会計となった平成27年度改訂から同一金額で献立や食材を工夫しながら、栄養バランスがとれた献立を提供して参りました。しかしながら、昨今の急激な食材費の高騰によりこれまでの給食費では食材の質や量の確保が困難になり、児童生徒に必要な栄養価の給食の提供が難しくなりました。そのため、令和5年度から「学校給食法」により保護者の負担とされている学校給食費の額を改正するため、所要の改正を行いました。規則改正の背景といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵攻等の影響による急激な物価高騰により、学校給食の食材料格が上昇し続けております。「学校給食法」において学校給食に係る食材料費については、保護者の負担区分とされており、「甲州市学校給食費管理条例施行規則」の規定により保護者が負担する学校給食費の額を定めているため、当該学校給食費の額について所要の改正を行うこととなりました。なお、令和3年度からは「甲州市学校給食費管理条例」により、児童、生徒の学校給食費は徴収しないこととしているため、今回の改正により保護者へ学校給食費の負担が生じることはありません。学校給食費の改正額について、消費者物価指数の令和4年10月における前年同月比が7.5%であり、これを基準に次のとおり算定いたしました。小学校現行260円から280円へ20円の増、中学校現行310円から340円へ30円の増となります。続きまして、施行までの流れといたしまして、令和5年2月3日の市例規審査会において審議を行いました。2月8日に規則を公布いたしました。施行日は令和5年4月1日からになります。以上ご報告といたします。

教育長 ただいま報告がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは日程第8 令和5年度甲州市立中学校生徒数について、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長 はい。それでは令和5年度甲州市立中学校生徒数の表をご覧ください。1学年でございます。塩山中学が112名4クラスです。塩山北中学が7名1クラスです。松里中学が5名1クラスです。勝沼中学校68名2クラスです。1学年192名、2学年233名、3学年241名ということで、全体では666名となります。2枚目をご覧ください。塩山地区の中学校統合ということで、塩山北中学と松里中学について入学者数の内訳を載せております。以上です。

教育長 ただいま令和5年度甲州市立中学校生徒数について、報告がございましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

- 教育長 次に移ります。日程第9 新型コロナウイルス感染症対応について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 お手元の文部科学省初等中等教育局長からの通知文書、令和5年3月17日付けのものをご覧ください。新型コロナウイルス感染症に関する対応としまして、既に3月13日付で一般の方についてはそれぞれ個人の責任においてという形になっておりますが、学校教育現場においては3月31日までは今まで通りという形で示されていたところでもあります。その後、4月以降のマスク等の着用の考え方についてということで、3月17日付で、一般と同様に新学期以降については個人の判断の中で対応をしていくという通知がございました。また、これにつきましては4月以降ということなので、入学式についても各自の判断の中で対応していくという形になります。卒業式の時のこの場面ではマスクを、といったことはなく、基本的には全ての場面において個人で判断することとなります。これと併せまして、4月1日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを委員の皆様のお手元にお配りいたしました。4月からマスク着用について変わり、5月に5類に変更になった後、また感染症対策についても変わっていくという流れになっていきます。学校における感染症対策におきましては、4月以降、各学校の養護教諭による養教部会にも話をしながら、給食時の対応であるとか、学校における消毒対策等について、取り組みを協議しながら、国の指導に基づきながら、随時対応していきたいと考えております。以上です。
- 教育長 それでは、新型コロナウイルス感染症対応について報告がありました。何かご質問等ございますか。よろしいですか。

「なし」の声

- 教育長 それでは、日程第10 教育委員会事務局職員の人事異動内示について、事務局から報告をお願いします。
- 教育総務課長 資料に基づき説明。
- 生涯学習課長 資料に基づき説明。
- 教育長 ありがとうございます。委員の皆様から何かご質問等ございますか。

「なし」の声

- 教育長 ありがとうございます。
- それでは、次回 4月臨時教育委員会は4月3日午前10時00分から開催したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

- 教育長 それでは、次回 4月臨時教育委員会は4月3日午前10時00分から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。